

保護者 様

伊豆の国市教育委員会

5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対応について

薫風の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 8 日付で新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行するにあたり「学校における衛生管理マニュアル」が改訂されました。このマニュアルに基づき、以下のとおり対応します。各ご家庭で確認いただき、引き続き学校の教育活動にご協力をお願いいたします。

<変わる事>

【感染が判明した場合】

- ・発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快*した後 1 日を経過するまで出席停止とします。登校再開時に経過報告書を提出していただきます。(裏面参照)
- ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまではマスクの着用を推奨します。
- ・濃厚接触者としての特定は行いません。ご家庭内で感染予防にご留意ください。
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

【健康観察について】

- ・毎日の健康観察カードの提出は、求めません。
※日頃より体調管理に留意し、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は無理をせず、早めに医療機関に受診してください。

【その他】

- ・教職員にマスク着用を求めません。

<変わらない事>

【基本的な対応等】

- ・児童生徒にマスク着用を求めません。
- ・手洗い、換気、咳エチケット等の基本的な感染対策は変わりません。
- ・地域や学校において、感染が流行している場合、感染リスクが比較的高い活動では必要な感染症対策をとることがあります。

※その他不明な点がありましたら、お子様が通われている学校または、下記電話番号までお問い合わせください。

伊豆の国市学校教育課
055-948-1444

保護者 様

伊豆の国市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更による対応の変更について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より感染症対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置付けられることが決定しました。今後は、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断が下りた場合には、出席停止となり、感染させるリスクの高い発症翌日から 5 日間経過の後、かつ症状軽快後 1 日より、発熱等の症状がなければ登校可能となります。体調不良が続く場合には家庭での療養をお願いします。なお、発症から 10 日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症経過報告書(保護者記入)】

※登校再開時、学校に提出ください

	日付⇒ 体温⇒	発症後								
		発症日								
		/	/	/	/	/	/	/	/	/
	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
コ ロ ナ 新 型	発症5日後 症状軽快1日 後登校可能	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
イ ン フ ル エ ン ザ	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
年 組 氏名										

※「インフルエンザ・新型コロナウイルス経過報告書」は今回配布したものを
使用していた
どうか、市のホームページからダウンロードして使用してください。